

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第七号

一九七〇年

一月二十七日

目次	ページ
規 則	
○行政事務部局職員定員規則の一部を改正する規則(規則第七号)	1
○法制審議会設置規則の一部を改正する規則(規則第八号)	1
○農林局組織規則の一部を改正する規則(規則第九号)	1
○建設局組織規則の一部を改正する規則(規則第十号)	2
告 示	
○法務局長の本土旅行について(告示第二十三号)	3
○建設局長の帰任について(告示第二十四号)	3
○輸入禁止海域の解除について(告示第二十五号)	4
企 画 局 事 項	
○実地調査証の無効について(統計庁告示第一号)	4
農 林 局 事 項	
○水産養殖補助金交付申請書の提出時期の変更について(農林局告示第一号)	4

○農林局職員定員規程の一部を改正する訓令(農林局訓令第二号)	5
建設局事項	
○建設業者の登録について(建設局告示第二号)	5
公 告	
○農薬の登録について	8
○飼料の登録について	8
○土地改良組合役員の新選任について	11
○計量器定期検査の実施について	12
○ガス主任技術者国家試験施行について	12
○外国保険事業者に関する立法の規定による喚問について	13
○裁決書	14
○一九六九年度琉球音楽会決算報告	15
○押収物還付公告	19
○除権判決	19
○公示催告	20

規 則

規則第七号

行政事務部局職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九七〇年一月二十七日

行政主席代理

行政副主席 知 念 朝 功

行政事務部局職員定員規則の一部を改正する規則

行政事務部局職員定員規則(一九六九年規則第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「一 総務局一四一八」を「一 総務局一三八九」に「一 厚生局一三二七六」を「一 厚生局一三三〇五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第八号

法制審議会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九七〇年一月二十七日

行政主席代理

行政副主席 知 念 朝 功

法制審議会設置規則の一部を改正する規則

法制審議会設置規則(一九六一年規則第四百十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「幹事二人以内」を「幹事三人以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第九号

農林局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九七〇年一月二十七日

行政主席代理

行政副主席 知 念 朝 功

農林局組織規則の一部を改正する規則

農林局組織規則(一九六五年規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項表中

北部農業改良普及所
国頭支所

国頭村
国頭村、大宜味村

北部農業改良普及所
国頭支所

国頭村
国頭村、大宜味村、東村

に、

同 宜野座支所	同 宜野座支所	同 宜野座支所
東駐在所	東村	東村
久志駐在所	久志村	久志村
同 宜野座支所	同 宜野座支所	同 宜野座支所
宜野座支所	宜野座村	宜野座村、金武村
宜野座支所	宜野座村	宜野座村、金武村、久志村

に改める。
第七十二条の三第二項中「八重山水産模範養殖場」を「琉球水産研究所八重山支所」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第十号

建設局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七〇年一月二十七日

行政主席代理

行政副主席 知念朝功

建設局組織規則の一部を改正する規則

建設局組織規則(一九六五年規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(土木課)

第三条 土木課においては、次の事務をつかさどる。

一 土木事業の企画に関すること。

二 関係法令の立案及び施行に関すること。

三 道路に関すること。

四 道路審議会に関すること。

五 海岸法の施行に関すること。

六 治水に関すること。

七 港湾法の施行に関すること。

八 公有水面埋立法の施行に関すること。

九 干潟の管理に関すること。

十 公共土木施設の災害復旧計画に関すること。

十一 市町村が行なう土木事業の助成に関すること。

十二 土地等の収用に関すること。

十三 収用審査会に関すること。

十四 土木事業に伴う用地事務に関すること。

十五 建設業の登録及び監督並びに振興に関すること。

十六 公共工事の前払金保証事業に関すること。

十七 建設業者の入札参加資格審査に関すること。

十八 建設事業の協同組合に関すること。

十九 建設業審議会に関すること。

二十 土木事業に係る調査統計並びに資料の収集、整理及び編集に関すること。

(都市計画課)

第四条 都市計画課においては、次の事務をつかさどる。

一 都市計画の総合企画に関すること。

二 広域都市計画に関すること。

三 都市計画区域の決定に関すること。

四 都市計画及び都市計画事業の認可に関すること。

- 五 都市計画審議会に関すること。
- 六 都市計画施設の区域内の建築物の制限に関すること。
- 七 都市公園法の施行に関すること。
- 八 駐車場法の施行に関すること。
- 九 土地区画整理法の施行に関すること。
- 十 都市計画事業の助成に関すること。
- 十一 上水道及び下水道の総合企画に関すること。
- 十二 水道事業及び水道用水供給事業の認可並びに専用水道の確認に関すること。
- 十三 市町村及びその他公共団体が行なう水道事業及び飲料水供給施設の助成に関すること。
- 十四 水資源の調査に関すること。
- 十五 下水道の助成に関すること。
- 十六 沖縄下水道公社への出資及び業務の監督に関すること。
- 十七 下水道事業の認可に関すること。
- 十八 沖縄下水道公社が行なう事業の承認及び認可に関すること。
- 十九 その他都市計画及び上・下水道に関すること。
- 二十 第六条第二号から第四号までを次のように改める。
- 二 建設工事(政府直轄)に関する準備、仕様書、及び諸経費等の設定に関すること。
- 三 建設工事(政府直轄)の監督、検査要領の設定に関すること。
- 四 建設工事(政府直轄)並びに設計の委託の入札及び契約事務に関すること。
- 五 第七条第四号から第八号までを次のように改め、第九号を削る。
- 四 農業施設工事の設計の指導及び精査に関すること。
- 五 市町村土木事業及び上・下水道並びに都市計画事業の設計の指導及び精査に関すること。
- 六 その他土木工事及び農業土木工事の調査並びに設計に関すること。
- 七 委託設計書の作成及び精査並びに委託業務の検査に関すること。
- 八 政府道四十一号線道路建設に関すること。
- 九 第八条第三号を次のように改める。
- 三 設計委託案の作成及び委託設計図書の審査に関すること。
- 九 第九条第三号から第六号までを次のように改める。

- 三 政府が助成する建築工事の指導に関すること。
- 四 建設機械の管理、維持及び運営に関すること。
- 五 水源調査ボーリング工事に係ること。
- 六 その他建設工事の指導、監督及び助成工事の指導に関すること。
- 七 第十二条第二号及び第三号を次のように改める。
- 二 道路維持工事、護岸維持工事及び土地改良施設維持工事の調査、設計、指導、監督並びに検査に関すること。
- 三 政府直轄工事の指導、監督及び政府助成工事の指導並びに既済部分の検査に関すること。(ただし、沖縄本島三建設事務所については、建築工事を除く。)
- 三 護岸維持工事及び土地改良施設維持工事の調査、設計、指導、監督並びに検査に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

省令第23号

法務局長本利男は、1970年1月22日本土へ旅行したのでその不在期間中琉球政府行政官制法(1961年立法第100号)第18条第3項の規定に基づき、臨時に法務局長の職務を行なう者に総務局長中村栄春を指定した。

1970年1月27日

行政主席代理 知 念 朝 功
行政副主席

省令第24号

建設局長宮里栄一は、台湾、韓国旅行中として1970年1月22日不在したので、農林局長倉長林正の臨時に建設局長の職務を行なう者としての指定を解いた。

1970年1月27日

行政主席代理 知 念 朝 功
行政副主席

告示第25号

1969年9月26日告示第417号により、果実類、野菜類、魚介類および食料類等の生鮮食品の輸入禁止地域とされた韓国についてはこれを解除する。

1970年1月27日

行政主席代理 知 念 勇 功
行政副主席

企画局事項

統計庁告示第1号

次の実施調査証は、1969年12月13日以降無効とする。

1970年1月27日

統計庁長 末 吉 常 雄

調査証番号	交付年月日	職 位	氏 名	事 由
第224号	1967年11月12日	2級統計職	吉平良秀	紛失のため

農林局事項

農林局告示第1号

水産業奨励補助金交付規程(1966年告示第353号)第5条の申請書の提出時期を、水産加工施設事業につき、1970会計年度に限り、1970年2月末日までとする。

1970年1月27日

農林局長 翁 長 林 正

農林局告示第1号

農林局告示第1号の施行期日の一覽を以下の如く定める。

一九七〇年一月二十七日

農林局長 翁 長 林 正

農林局職員定員規程の一部を改正する訓令

農林局職員定員規程(一九六九年農林局訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表(3)支分部局中

北部農業改良普及所 四二人	本所 一五人	国頭支所 五人
		本部支所 七人
		宜野座支所 五人
		東駐在所 二人
		久志駐在所 二人
		伊是名駐在所 二人
		伊江駐在所 二人
		伊平屋駐在所 二人

北部農業改良普及所 四二人	本所 一五人	国頭支所 七人
		本部支所 七人
		宜野座支所 七人
		伊江駐在所 二人
		伊是名駐在所 二人
		伊平屋駐在所 二人

別表(3)附属機関中

琉球農業試験場	総務課 二〇人	名護支場 四三人
	種芸研究室 二八人	農業研究官 四人
	蔗作研究室 二三人	呉我山試験地駐在所 二四人

附則 この訓令は、公布の日から施行する。	を	
	琉球農業試験場 二八五人 病理昆虫研究室 九人 農業研究官 一二二人	経営研究室 一四人 化学研究室 一三人 病理昆虫研究室 九人 農業研究官 一二二人
名護支場 四一人 農業研究官 四人 吳我山試験地駐在所 二六人 与那覇岳試験地駐在所 二四人 コザ支場 一九人 農業研究官 二人 官古支場 二二人 農業研究官 二人 八重山支場 二五人 農業研究官 二人 大俣試験地駐在所 一八人		

建設局事項

建設局告示第2号

建設業法（1955年立法第23号）第8条の規定に基づき、建設業者を次のとおり登録した。

1970年1月27日

建設局長 宮 里 栄

記

登番	録号	登録年月日	商号又は名称	営業所々在 地	代表者氏名	備 考
(ト)	1123	1969.11.18	古謝工務店	那覇市字繁多川430	古謝世一郎	更新
"	1128	" "	喜納建設	" 字松川448の1	喜納喜三	"
(イ)	1492	" 12.2	徳三建設	具志川市字赤野776	宮平徳三	新規
"	1493	" "	福地タクト製作所	宜野湾市字野嵩1542	福地安信	"
"	1494	" "	上間建設	石垣市字登野城744	上間市郎	"
"	1495	" "	玉行建設	那覇市字真嘉比65	玉城行次郎	"
"	1496	" "	長浜建設	" 汀良町2の30	長浜真彦	"
"	1497	" "	日仲建設	浦添村勢理客238	大朝栄三	"
"	1498	" "	合資会社 国際電設	那覇市松下町1の12	比嘉秀一	"
"	1144	" 12.11	上里金物水道部	与那原町字与那原3157	上里光輝	更新
"	30	1970. 1. 6	江洲組	那覇市寄宮231の2	江洲賀慎	"
"	1150	1969.12.18	タイラ組	城辺町字友利54の1	平良恵介	"
"	1502	" 12.11	東土建	東村字有銘931	仲泊弘次	新規
"	1503	" "	友貞建設	那覇市安蔵96	伊良部貞一	"
"	1504	" "	高橋重機	" 高橋町1の39	多和田真盛	"
"	1505	" "	平田組	美里村字登川106	平田勇	"
"	1506	" "	中川土建	金武村字金武10404	我謝憲勇	"
"	211	" "	合資会社 伊是名組	那覇市寄宮157	伊是名興明	"
"	1499	" "	新仲原電気水道工事社	糸満町字糸満1140	大城正夫	"
"	1500	" "	徳里組	糸満町字真米里423	徳里実盛	"
"	1501	" "	上里建設	伊良部村字仲地78	上里昌清	"
"	1151	" 12.23	岸本建設	名護町字名護737	岸本真幸	更新
"	1146	" 12.18	伊波電気水道工事社	平良市下里547の1	伊波勇徳	"
"	1154	" 12.23	三幸建設	名護町字名護1353	岸本松三	"
"	237	" 12. 9	栄 組	那覇市字松川1134	比嘉良栄	"
"	9	" 12.18	清川仲村組	コザ市字上地479	仲村清秀	"
(ト)	1136	" 11.30	合資会社 喜屋武建設	那覇市字崇元寺町1の138 の8	喜屋武隆仁	"
(イ)	707	" 12.16	マエダ電気工業	" 古波蔵293	真栄田世行	"
"	74	" 12.11	合資会社 江城組	" 壺川237	江城多嘉夫	"
"	28	1970. 1. 6	株式会社 小波津組	" 崇元寺町1の135	小波津選良	"
"	1507	1969.12.17	伊波建設	国頭村字奥間200	伊波昂	新規
"	1508	" "	丸豊組	那覇市壺屋29	比嘉豊一	"
"	1103	" "	西村建設	豊見城村字豊見城95	西村雄吉	"

例 1509	1969.12.17	玉光水道工事店	糸満町字糸満2032	玉城正光	新規
" 1510	" "	砂川建設	浦添村字勢理客26の7	砂川明長	"
" 1311	" "	上里組	城辺町字下里添1125	上里恵光	"
" 431	" "	昭和電気工業	那覇市崇元寺町1の68	新嘉喜興和	"
" 1142	" 12.11	源河建設	浦添村字城間2607	源河友一	更新
" 1153	1969.12.23	三工業	浦添村字内閣499	清水金太郎	"
" 498	" 12.16	喜舎場組	石垣市字石垣222	喜舎場孫袋	"
" 38	1970. 1. 6	大栄組	那覇市上之屋309	大城栄信	"
" 1159	1969.12.23	山徳組	与那原町字板良敷421	山城徳徳	"
" 684	1970. 1. 14	仲宗根組	伊江村字川平110	仲宗根勝雄	"
" 75	" 1.18	宮太組	大宜味村字塩屋123	宮城太郎	"
" 1178	" "	島田組	石垣市字石垣98	島田郁夫	"
" 1168	" 1.17	当山組	今帰仁村字平敷605	当山清勝	"
" 278	1969.12.23	丸善建設	佐敷村字仲伊保217	小波津喜盛	"
" 1143	" 12.11	津真田建設	那覇市字高良123	上原昇	"
" 1148	" 12.18	大栄電気工事社	" 松尾221	岸本秀夫	"
" 500	" 12.25	玉城組	" 首里桃原2の1	玉城勝久	"
" 78	" 12.16	合資会社 紫電舎	" 壺屋町301	宮良慎三	"
" 309	" 12.24	嘉数組	" 古波蔵224	嘉数忠誠	"
" 109	1970. 1.20	南洋土建株式会社	" 与儀72の8	比嘉廣	"
" 1512	1969.12.25	勝連組	" 牧志町2の311	勝連恵吉	新規
" 1513	" "	秀成建設	平良市字西原425の2	寄川秀成	"
" 1514	" "	上原組	那覇市鏡原町3の20	上原勲栄	"
" 1515	" "	功組	北中城村字渡口493	安里功	"
" 1516	" "	一政建設	那覇市字安謝617	前田一政	"
" 1145	" "	仲本組	コザ市字諸見里789	仲本喜一	"
" 1517	" "	仲一組	" 字仲宗根127	仲宗根盛一	"
" 1518	" "	大浦土木	" 字上地226	浦崎政春	"
" 1519	" "	宮城建設	嘉手納村字嘉手納547	宮城廣清	"

公 告

農薬取締法第4条の規定に基づき、次のとおり農薬を登録(有効期間の更新)したので同法施行規則第7条の規定により公告する。

1970年1月27日

行政主席代理

行政副主席 知念朝功

- 1 登録番号 輸第186号3
- 2 農薬の種類及び名称 ソマトエート剤 ソマトエート粒剤
- 3 輸入業者の氏名及び住所 社長 新垣 義雄
琉球産経株式会社
豊見城村字高安591
- 4 製造場の名称及び所在地 東京都中央区日本橋本町
日産化学工業株式会社
- 1 登録番号 輸第234号2
- 2 農薬の種類及び名称 トリアソソソリ トリアソソソ水和剤
- 3 輸入業者の氏名及び住所 社長 新垣 義雄
琉球産経株式会社
豊見城村字高安591
- 4 製造場の名称及び所在地 東京都千代田区大手町2-4
日本産経株式会社

飼料の品質改善に関する立法(1969年立法第91号)第9条の規定に基づき、次のとおり飼料の登録をしたので同法第12条の規定により公告します。

1970年1月27日

行政主席代理

行政副主席 知念朝功

登録番号	登録年月日	飼料の名称	登録保証成分			飼料(輸入)業者の住所及び氏名
			粗蛋白質	粗脂肪	粗灰	
G.R.I 1970	1970	三菱成鶏完全配合飼料	16.0	3.0	6.0	那覇市松山町2-125 合資会社新垣具郎商店 代表者 新垣具郎
70.TD 1	1	みつびしエッセ	15.0	2.5	6.0	同上
G.R.I 1970	1970	三菱完全配合飼料成鶏	16.0	2.5	6.0	那覇市松山町2-125 合資会社新垣具郎商店 代表者 新垣具郎
70.TD 1	1	配合飼料	14.0	2.5	6.0	同上
G.R.I 1970	1970	三菱完全配合飼料	15.0	3.0	6.0	那覇市豊川53 沖縄飼料株式会社 代表者 鶴崎尚友
70.TC 第4号	第4号	大すう用	15.0	3.0	6.0	同上
G.R.I 1970	1970	⑤印完全配合飼料	15.0	3.0	6.0	同上
70.TC 第5号	第5号	大すう用	15.0	3.0	6.0	同上

G.R.I 70 TC 第16号	印完全配合 飼料大すう用	15.0 3.0 6.0 9.0	西原村字兼久138 共栄飼料株式会社 代表者 岸本健司
G.R.I 70 TB 第17号	印完全配合 飼料中すう用	17.0 3.0 6.0 9.0	〃
G.R.I 70 TA 第18号	印完全配合 飼料幼すう用	20.0 3.0 5.0 9.0	西原村字兼久138 共栄飼料株式会社 代表者 岸本健司
G.R.I 70 TD 第19号	印完全配合 飼料成鶏マツシエ 1号	16.0 3.0 6.0 12.5	南原村津瀬山1471の 3 琉球協同飼料KK 社長 石橋好徳
G.R.I 70 TC 第20号	日清印大すう 育成用完全配合 飼料	14.0 2.0 6.0 10.0	那覇市松山町2の137 の1 合資会社金城商事 代表社員 金城カネ
G.R.I 70 TF 第21号	日清印フロイラー 用完全配合飼料	15.5 2.0 5.5 9.0	那覇市松山町2の137 の1 合資会社 金城商事 代表社員 金城カネ
G.R.I 70 BA 第22号	日清印子豚用人工 乳コロミルケ	22.0 3.5 2.0 8.0	〃
G.R.I 70 BA 第23号	日清印子豚用 人工乳ネオコロ フォーム	18.0 4.5 3.5 8.0	〃
G.R.I 70 BB 第24号	日清印子豚育成用 完全配合飼料	15.0 2.5 5.5 7.5	〃
G.R.I 70 BC 第25号	日清印 肉豚仕上 用完全配合飼料	13.0 1.5 7.5 10.0	〃

G.R.I 1970	フタワ印成鶏用				豊尻城村字宣保139	
70 TD 1	完全配合飼料	16.0	2.0	6.0	2.5	合資会社バイオエー・アール 代表者 高良亀三
第26号	オールワツシユ青					
G.R.I	フタワ印中鶏用					那覇市樋川1122
70 TB	完全配合飼料	16.5	2.0	6.0	10.0	長嶺宇志
第27号						
G.R.I 1970	フタワ印大鶏用					那覇市樋川1122
70 TC 1	完全配合飼料	14.0	2.0	6.0	10.0	長嶺宇志
第28号						
G.R.I	フタワ印成鶏用					
70 TD	完全配合飼料	16.0	2.0	6.0	12.5	"
第29号	オールワツシユ青					
G.R.I	(協) 印完全配合飼料大鶏用					南風原村字津嘉山1471 の3
70 TC		14.0	2.0	6.0	10.0	琉球協同飼料KK 社長 石橋好徳
第30号						

G.R.I	(協) 印完全配合飼料人工乳ハイミ					南風原村字津嘉山1471 の3
70 BA	ール前期用	21.0	2.5	3.5	7.0	琉球協同飼料KK 社長 石橋好徳
第31号						
G.R.I	(協) 印完全配合飼料人工乳ハイミ					
70 BA	ール後期用					"
第32号						

土地改良法(1959年立法第90号)第18条第11項の規定により、石垣市自保土地改良組合役員の見任者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

1970年1月27日

行政主席代理

行政副主席 知念朝功

1 見任役員

理事	見任	再任	氏名	住居	所	附記
			豊里友美	石垣市自保174		理事長
			宮山安貞	"	227	
			沖山秀光	"	60	
			宮山栄次	"	51	
			天久朝陽	"	81	
			大島盛成	"	247	
			前原宗五郎	"	83	
		新任	石内	"	214	
				"	160	

理事	員内	新任	迎里	清	石川市字白保150	副理事長
"	"	"	宮良	長松	"	93
監事	"	再任	天久	朝義	"	745
"	"	"	福仲	基八	"	164
"	"	新任	金敏	貞雄	"	97
理事	"	退任	多字	弘松	"	84
"	"	"	米盛	朝功	"	49
"	"	"	天久	朝功	"	214
"	"	"	大泊	龍雄	"	28
"	外	"	細工	敏正	"	12
"	"	"	若山	宗良	"	91
監事	員内	"	石垣	宗良	"	214

2 就退任の事由その他

1969年11月6日臨時総会において繰選挙の新規当選し、同日就退任在期 2年 (1971年11月5日まで)

計置法第114条の規定に基づき、計置期定期選挙を行なうので、同法第118条の規定により公示する。

1970年1月27日

行政主幹代理 行政副主幹 知 念 朝 功

検査日	時	検査場所	検査区域
自 3月2日	午前9時30分	石川市役所	石川市一円
至 3月4日	午後4時	与那城村役所	与那城村一円
自 3月5日	"	与那城村役所	与那城村一円
至 3月8日	"	勝連村役所	勝連村一円
自 3月9日	"	美里村役所	美里村一円
至 3月10日	"		
自 3月11日	"		
至 3月12日	"		

自	3月16日	午前9時30分	呉志川市役所	呉志川市一円
至	3月19日	午後4時まで	北谷村役所	北谷村一円
自	3月23日	"	北中城村役所	北中城村一円
至	3月24日	"	中城村役所	中城村一円
自	3月25日	"	西原村役所	西原村一円
至	3月30日	"	誠谷村役所	誠谷村一円
自	3月31日	"	霧手納村役所	霧手納村一円
至	4月2日	"	コザ市役所	コザ市一円
自	4月3日	"	宜野湾市役所	宜野湾市一円
至	4月6日	"	浦添村役所	浦添村一円
自	4月10日	"	上野村役所	上野村一円
至	4月13日	"	下地町役所	下地町一円
自	4月16日	"	城辺町役所	城辺町一円
至	4月20日	"	伊良部村役所	伊良部村一円
自	4月23日	"	平良市役所	平良市一円
至	4月27日	"		

ガス事業法施行規則 (昭和二十九年通商産業省令第319号) 第三十七条の

規定に基づき、昭和四十五年度ガス主任技術者國家試験を行なう場所、期日等を次のように定める。

昭和四十四年十一月二十七日

通商産業大臣 大 平 正 芳

- 一 試験を行なう場所
札幌市、東京都、大阪府、福岡市および沖縄（琉球大学法文学部）
- 二 試験を行なう期日
昭和四十五年四月十九日（日曜日）午前十時から午後四時三十分まで
- 三 受験願書の提出期限
昭和四十五年一月十日から同年一月三十一日まで
- 四 受験願書の提出先
東京都千代田区議が爾二丁目三〇一
通商産業省公益事業局ガス課
なお、沖縄においては、琉球政府通商産業局公益事業課で受験願書を確認させ、日本政府沖縄事務所提出すること。
- 五 その他詳細については、日本政府沖縄事務所又は琉球政府通商産業局公益事業課に問い合わせらる。

外国保険事業者に関する立法第23条の規定による行政処分について、同法同条にて準用する保険業法第12条に基づき公判による審問を次のとおり行なう。

1970年1月27日

行政主務代理 知 念 朝 功
行政副主務

- 1 日時 1970年2月12日 午後1時半
- 2 場所 那覇市美栄橋1の2
通産局 金融検査庁
- 3 被審問者の住所、氏名
宜野湾市眞志傳51番地
ザ キヤピタル インシュアランス プラント ショアライ
カンパニー
代表者 サイモン ベイ メンシオ

一九六六年審第七号

裁 決 審

機船国米丸機関損傷事件

沖繩県國頭郡本部町字並里十八番地

受審人 眞栄城 嘉明

昭和十三年八月十五日生

沖繩県八重山郡与那国町字与那国三百七十一番地

受審人 前浜 幸男

昭和二年八月五日生

右の事件について、当海難審判庁は、海難審判庁理事官上江田廣吉が関与して審理をとり、次のとおり裁決する。

主 文

本件機関損傷は、受審人 前浜幸男の機関取扱に関する職務上の過失に因つて発生したものである。
前浜幸男を戒告する。

理 由

船種船名 機船 国米丸

船籍 港 那覇市

船舶所有者 沖繩汽船株式会社

総トン数 八百四十三トン

機関の種類、数及び軸馬力

四衝程単動無気噴油式六気筒

ディーゼル発動機一機 千二百馬力

受審人 眞栄城 嘉明 前浜 幸男

職 名 二等機関士 操機手

海技免状 内燃機関 内燃機関

甲種二等機関士免状 丙種機関長免状

事件発生の年月日時刻及び場所

一九六五年十月二十八日午後零時五十八分ごろ

室戸埼北東方沖合

本船は貨物船であるが、機関室内のビルジポンプの元弁は、主機六番気筒の左舷船尾側プレート下方に設置され、同元弁の船尾側約五センチメートル隔てたところには、同じくプレートの下方に潤滑油ポンプの元弁が設置されて

いて、両元弁の管系統は、いずれも色分けの識別がなく、大きさ及び形状は殆んど同様で、ネームプレートも取り付けられてはいたがその文字は判読し難いのが実情であった。また、本船では平素からビルジを排出することに前示ビルジ元弁を開閉する慣習であった。受審人眞栄城嘉明は一九六五年十月十日日本船の三等機関士、受審人前浜幸男は同年八月二日同船の操機手として、それぞれ積載して、船首三・二五メートル船尾三・二四メートルの喫水で、同日午前六時二十四分ごろ神戸港を発し、一時間十一・五海里ばかりの全速力にかけ、機関を毎分二百四十五回転ばかりに運転して泊港に向かう航行の途、同八時五十分ごろ友ヶ島水道を航過して、室戸埼沖合に向かつて航行中、眞栄城、前浜両受審人は、ともに、同日正午から午後四時までの機関当直に割り当てられていたので、前直番から「目下ビルジを排出中である。」旨の申し継ぎを受け、同日午前十一時五十分ごろ当直を交替した。その後、眞栄城受審人は補機の整備に従事し、前浜受審人は主機を見守っていたところ、ビルジの排出が終つたので、前浜受審人はビルジポンプ元弁を閉めるつもりで、誤つて潤滑油ポンプの元弁を閉塞した。眞栄城受審人は、同時五十七分ごろ、機関回転の異常を察知したので、主機を微速力回転に減じたのち、機関各部を調査したところ、潤滑油圧力計の指針が零になつてゐるのに驚き、同時五十八分ごろ室戸埼北東方沖合において、機関を停止し、その旨を船長に報告した。当時天候は晴で東北東の軽風が吹き、海上は穏やかであった。その後、直ちにクランク室カバーを開放して調査したところ、クランク主軸受金ホワイトメタル及びクランクピン受金ホワイトメタルが、溶損して運転不能となつたことを認め、救済を依頼して待つてゐるうち、同日午後九時四十分ごろ乗換した海上保安庁所屬船「はちじよう」に引航され、越えて二十九日午前五時四十七分ごろ和歌山県田辺港に引き着けられた。精査の結果、主機全気筒のクランク主軸受メタル及びクランクピンメタルが、それぞれ溶損していることが認められた。その後、機関は大坂造船木津川工場において修理された。

右の事実中、本船が神戸港を発してから機関が損傷するまでの経過については、国米丸船長金城敬提出の海難報告書、海難審判庁理事官上江田廣吉の受審人眞栄城嘉明、同前浜幸男及び本船機関長砂川官平に対する各質問調書中の供述記載並びに眞栄城受審人の当廷における供述により証拠は十分である。本船の用途については、海難報告書中の記載により、機関室内のビルジポンプ元弁の取付け位置及び潤滑油ポンプ元弁の取付け位置、前示両元弁の管系統はいす

れも色分けの識別がなかつた点、大きな形状も殆んど同様であつた点、ネームプレートが取り付けられていたがその文字は判読し難いのが実情であつた点及び平素からビルジを排出することにビルジ元弁を開閉する慣習であつた点については、真栄城受審人の当廷における供述により、真栄城受審人が本船の二等機関士として乗船した点及び乗船年月日、前浜受審人が同船の操機手として乗船した点及び乗船年月日並びに両人が機関の運転に従事していた点については、両受審人に対する各質問調査中の供述記載により、本船に貨物を積載した点及び積載貨物の数量、神戸港を発し泊港に向かつた点及び発港時刻については、海難報告書中の記載及び砂川機関長に対する質問調査中の供述記載により、機関回転数及び速度については、砂川機関長に対する質問調査中の供述記載及び真栄城受審人の当廷における供述により、友ヶ島水道を航過した点及びその時刻並びに室戸崎沖合に向つて航行した点については、海難報告書中の記載により、真栄城受審人がともに、同日正午から午後四時までの機関当直に割り当てられていた点、前直者から「目下ビルジを排出中である」旨の申し繕ぎを受けた点、当直を交替した点及びその時刻については、真栄城受審人の当廷における供述により、真栄城受審人が補機の整備に従事した点及び前浜受審人が主機を見守っていた点については、真栄城受審人に対する質問調査中の供述記載により、ビルジの排出が終了したので前浜受審人がビルジポンプ元弁を閉めるつもりで誤つて潤滑油ポンプ元弁を閉塞した点については、真栄城、前浜前受審人に対する各質問調査中の供述記載及び真栄城受審人の当廷における供述により、真栄城受審人が機関回転の異常を察知した点及びその時刻、主機を微速力回転に減じたのち機関各部を調査した点及び潤滑油圧力計の指針が零になつているのに驚いた点、機関を停止してその旨船長に報告した点及び機関を停止した時刻については、真栄城受審人に対する質問調査中の供述記載及び同人の当廷における供述により、機関停止の地点については、友ヶ島水道通過後の時間と速度とにより算定し、天候風候海上模様については、海難報告書中の記載により、直ちにクランク室カバーを開放して調査した点、クランク主軸受金及びクランクピン受金のホワイトメタルが溶損して運転不能となつたことを認められた点については、真栄城受審人に対する質問調査中の供述記載及び同人の当廷における供述により、救援を依頼して待つていた点、来援した海上保安庁の所屬船「はちじよう」に引かれた点及びその時刻並びに和歌山県田辺港に引きつけられた点については、海難報告書中の記載及び真栄城受審人に対する質問調査中の供述記載により、田辺港に引きつけられた時刻については、海難報告書

中の記載により、精査の結果については、真栄城、前浜両受審人及び砂川機関長に対する各質問調査中の供述記載により、大阪水津川工場で修理された点については、海難報告書中の記載及び真栄城受審人に対する質問調査中の供述記載によりいずれもこれを認めた。

本件機関損傷は、海難審判法第二条第一号に該当し、ビルジポンプによつて機関室内のビルジを排出したのち、受審人前浜幸男が同ポンプの元弁を開める場合、不注意のため、誤つて主機潤滑油ポンプの元弁を閉め、漫然機関の運転を継続した同人の機関取扱に関する職務上の過失によつて発生したものである。受審人真栄城嘉明が、機関当直の責任者として、部下の指導監督不十分ではあるが、しいて過失と認めない。

受審人前浜幸男の所為に対しては、海難審判法第四条第二項の規定により、同法第五条第三号を適用して、同人を戒告する。

一九六九年十一月十日

海難審判庁

審判長 大浜 長栄
 審判官 金城 善四郎
 審判官 平良 恵徳

1969年度海難を特設審判部第20次の規定により公告する。

1970年1月20日

1969年度
 審判長 大浜 長栄
 審判官 金城 善四郎
 審判官 平良 恵徳

輸入税決定書

- (1) 1969年度海難を特設審判部第20次の規定により公告する。
- (2) 1969年度海難を特設審判部第20次の規定により公告する。
- (3) 1969年度海難を特設審判部第20次の規定により公告する。

1969年度貸借対照表

1969年6月30日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
預 金	102,935.98	基 金	100,000.00
有 価 証 券	4,672.33	特別貸与奨学資金	907,454.20
学貸貸付金(特別貸与)	893,949.02	一般貸与奨学資金	18,578.36
学貸貸付金(一般貸与)	18,505.46	別 途 積 立 金	3,722.65
政府支出未済金	29,890.54	貸付回収金積立金	11,841.58
固 定 資 産	100,300.47	育英寄附金積立金	1,368.89
		育英会館建設積立金	3,460.00
		仮 受 金	438.63
		依 託 奨 学 金	2,951.33
		固 定 資 本	100,300.47
		当 期 純 利 益	137.69
合 計	1,150,253.80	合 計	1,150,253.80

1969年度損益計算書

自 1968年7月1日
至 1969年6月30日

費 用 の 部		収 益 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
国費学生奨学費	66,551.84	政府補助金	137,940.00
自費学生奨学費	3,521.00	南 援 補 助 金	461.11
管理並運営補助費	7,034.00	寄 附 金	8.44
施設並修繕費	4,290.00	預 金 利 子	4,982.79
調 査 費	24.00	雑 入	728.93
補 導 厚 生 費	799.00	積立金より繰入	3,039.00
役 員 報 酬	5,719.00	前 年 度 繰 越 金	1,155.17
給 与 費	44,971.23		
旅 費	1,996.70		
庁 費	9,100.30		
交 際 費	550.00		
沖縄学生文化センター建設費	3,620.68		
当 期 純 利 益	137.69		
合 計	148,315.44	合 計	148,315.44

財 産 目 録		1969年6月30日現在	
摘 要	内 訳	金額	金額
基 金			66,317.13
定期預金	中央相互銀行松尾支店 C-4374	2,349.70	
	" C-4715	18,733.33	
	" C-4801	10,000.00	
	琉球銀行与儀支店 1/3358	6,602.35	
	" 1/3536	13,333.33	
	" 1/3024	1,898.42	
	沖縄銀行壺川支店 1/G-4	13,400.00	
有価証券			3,792.33
	沖縄配電株式会社 200株	1,667.33	
	沖縄製粉株式会社 250株	2,125.00	
政府支出未済基金	政府支出未済基金	29,890.54	29,890.54
一 般 会 計			
普通預金	中央相互銀行松尾支店 D-26	137.69	137.69
別 途 積 立 金			
通知預金	沖縄銀行壺川支店 No. 8	3,179.36	3,179.36
振替貯金	東京地方貯金局	43.29	43.29
有価証券	沖縄配電株式会社 50株	500.00	500.00
貸付回収金積立金			
定期預金	琉球銀行与儀支店 1/3786	4,165.68	4,165.68
通知預金	沖縄銀行壺川支店 No. 8	4,708.87	4,708.87
	" No. 9	290.00	290.00
振替貯金	東京地方貯金局	276.71	276.71
積立預金	沖縄銀行壺川支店 3/G-1	2,400.32	2,400.32
育英寄附金積立金			
通知預金	沖縄銀行壺川支店 No. 8	361.77	
	" No. 9	290.00	
	沖縄銀行大道支店 No. 42	587.12	
有価証券	沖縄配電株式会社 13株	130.00	130.00
育英会館建設積立金			

仮 受 金	通 知 預 金				3,460.00
		沖繩銀行壺川支店 No. 9	3,000.00		
依 託 獎 学 金		沖繩銀行大道支店 No. 42	460.00		
	通 知 預 金	沖繩銀行大道支店 No. 42	74.57	74.57	
	普 通 預 金	琉球銀行与儀支店 D-47	114.06	114.06	
	有 価 証 券	沖繩配電株式会社 25株	250.00	250.00	
獎 学 資 金	普 通 預 金				2,784.56
		神戸銀行丸ノ内支店	2,365.48		
		三菱銀行丸ビル支店	419.08		
車 不 動 産	振 替 貯 金				166.77
		東京地方貯金局	166.77	166.77	
	定 期 預 金	沖繩銀行壺川支店 1/G-3	10,000.00	10,000.00	
	通 知 預 金	沖繩銀行大道支店 No. 42	3,505.18	3,505.18	
乗 用 車	普 通 預 金	中央相互銀行松尾支店 D-26	72.90	72.90	
	貸 付 金				912,454.48
		特別貸与	893,949.02		
		一般貸与	18,505.46		
		トヨペットクラウンデラックス	2,000.00	2,000.00	
					52,636.69
土 地		沖栄寮敷地 東京都世田谷区世田谷 2-1180宅地155.26坪	50,227.33		
		熊本寮敷地 熊本県熊本市京町2-276 宅地130坪	2,409.36		
		熊本寮建物 本造2階建47坪	1,305.55		45,663.78
		育英会館 那覇市字古波蔵兼久原 402-3	44,358.23		
建 物		鉄筋コンクリート3階建			
	合 計		1,150,253.80	1,150,253.80	
負 債					
種 別	摘 要	金 額			
仮 受 金	沖繩 188.63 東京 (依託奨学金) 2,951.33	3,139.96			
合 計		3,139.96			

押収物還付公告

一九七〇年一月一九日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六九年領第二五一号(比嘉栄次郎に対する不法監禁被疑事件)

- 一 ワンピース 一枚 受還付人 古堅光子
- 二 シミーズ 一枚 " "

押収物還付公告

一九七〇年一月一九日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六九年領第二〇九号(上原勝雄に対する強盗被疑事件)

- 一 現金 一六三弗五〇仙 受還付人 不明

押収物還付公告

一九七〇年一月一九日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六八年領第一三二号(上原武秀に対する窃盗被疑事件)

- 一 男子用オーバー 一着 受還付人 不明
- 二 中学生帽 一個 " "
- 三 トランジスタラジオ一台 " "
- 四 ハンマー 二本 " "
- 五 エンジン始動スチツチ二個 " "
- 六 ソケット 二個 " "

押収物還付公告

一九七〇年一月一九日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六八年領第一三七号(当間嗣定に対する業務上遺失致死被疑事件)

- 一 実砲一号弾丸 二二発 受還付人 当間嗣定
- 二 実砲四号弾丸 二五発 " "
- 三 実砲五号弾丸 一二発 " "

押収物還付公告

一九七〇年一月一九日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六八年領第一三二号(上原武秀に対する窃盗被疑事件)

- 一 工具 一式 受還付人 不明
- 二 指輪 三個 " "
- 三 腕時計 一個 " "

一九六九年(第四号)

除権判決

浦添村字伊祖九〇一番地の三二八

申立人 当間 重美

那覇市下泉町三丁目八番地

株式会社琉球新報社内

右申立代理人 仲宗根 玄吉

別紙表示の株券につき、申立代理人の申立によつて公示催告をしたところ、一九六九年一月一日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右株券を提出する者がなかつたので申立代理人の申立に基づいて右株券の無効を宣言する。

一九六九年一月一日

那覇簡易裁判所

裁判官 大嶺 章

株券の表示

株式会社琉球新報株式 参百株

株券の種類及び枚数 記名式 百株券 参枚

株券の記号及び番号 一九七〇 一九七〇 一九七〇
 老株の額面価格 壹弗
 株金の払込金額 全額払込済
 株券発行年月日 一九六四年正月八日
 発行者 株式会社琉球新報社
 代表取締役 池宮城 秀意
 発行時名義人 当間 重美
 最終名義人 当間 重美

一株の額面金額 壹弗也
 一株の払込金額 全額払込済
 額面金額 金壹百拾八弗也
 株券発行年月日 A3042~3045 B915 D578 1969年6月8日発行
 A6421~6424 B1911 D1230 1961年6月13日発行
 発行者 琉球石油株式会社
 取締役社長 稲嶺 一郎
 発行当時名義人 砂川 旨善
 最終名義人 砂川 旨善

公示 催告

住所 那覇市若狭町一丁目一六番地
 申立人 砂川 旨善

別紙表示の株券につき、右申立人から公示催告の申立があつたから、その権利者は一九七〇年八月二十八日午前一〇時までに当裁判所に権利を届け出ると同時に右株券を提出されたい。
 もし、右期日までに届出および提出がないときは、その無効を宣言することがある。

一九七〇年一月二十三日

那覇簡易裁判所
 裁判官 富山 大吉

株券の表示

- 一 琉球石油株式会社 株式壹百拾八株拾式枚
- 株券の種類及枚数 壹株券 八枚
- 五株券 二枚
- 五拾株券 二枚
- 株券の記号及番号 A3042~3045 A6421~6424
- B915 B1911
- D578 D1230

発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

一星印刷